

平成26年2月24日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

平成25年(ワ)第25973号

損害賠償等請求事件

原告 森 裕子

被告 志岐 武彦

原告訴訟代理人

弁護士 小倉 秀夫



準備書面

第一 平成26年1月8日付け被告準備書面に対する認否及び反論

一 同第1について

1 同1について

同記載の主張は争う。

2 同2について

(1) 同(1)について

同第2段落記載の事実は否認し、法的主張は争う。

ブログ (blog) とは、「weblog」の略語であり、Webを用いた新しいタイプのLog (日誌) のことを指す。したがって、紙の日誌がしばしばそうであるように、ブログは、そもそもいくつもの文章 (エントリー) が積み重なって1つの作品として取り扱われることが予定されているものである。

そして、ブログは、不特定人により閲覧されることが前提の日誌であることから、その作者の属性や関心等に応じて一定のテーマに沿ったエントリーが大量に積み重ねられることが多い。このため、たまたまウェブ検索等により特定のブログの特定のエントリーを閲覧したところ自分の関心のあるテーマが取り扱われていたという場合、当該ブログにおいては同一のテーマに係る他のエントリーが外にも積み重ねられている蓋然性が高いため、その前後のエントリーを閲覧することはしばしば行われていることである。現在広く使用されているブログのフォーマット自体、直前直後のエントリーへのリンクが貼られていたり、月ごと、テーマごとに設定された過去ログ集へのリンクが貼られたりするなど、このような前後のエントリーの閲覧をしやすいような工夫が凝らされている。また、頻繁に更新されるブログには固定の読者がつく傾向が高いことが知られている。そのような固定の読者は、そのブログにおいて新たなエントリー

がアップロードされているかどうかを定期的にチェックして、アップロードされているときには必ずこれを閲覧するのである。このため、同一のブログに

おける同一テーマのエントリーは、一連のものとして読まれることが少なくない（これは、市販されている紙の日誌においてもよくあることである。）。

被告のブログ「一市民が斬る!!」は、小沢一郎氏が検察審査会で起訴相当と議決され、刑事訴追された件（以下、「小沢検察審査会案件」という。）を一貫して扱っており、テーマ性の強いブログである。そして、被告ブログは、平成25年2月から同年8月ころにかけて1ヶ月に10～25ものエントリーが投稿されており、この種のブログとしては、更新頻度が高いものである。また、被告ブログは、右側のサイドバーに「New Title」として、直近のエントリーが10個並べて表示されており、そこから、そのタイトルのエントリーにリンクが貼られている。そして、被告ブログでは、各エントリーのタイトルの付け方が直接的でわかりやすいため、「New Title」として表示されているタイトルをみただけで、どのようなテーマに関するエントリーかを一読して把握できるようになっている。そして、被告ブログにおける特定のエントリーのみを表示するページにおいては、各エントリー表示の下方に「◀ 次の記事 | ブログトップ | 前の記事 ▶」との記載があり、「次の記事」の部分には、当該エントリーの次のエントリーに、「前の記事」の部分には当該エントリーの前のエントリーにリンクが貼られており、ウェブ検索サイトなどから当該エントリーにアクセスした閲覧者も前後のエントリーを見に行きやすい工夫が凝らされている。

したがって、本件ブログにおいては、小沢検察審査会案件に関する一連のエントリーは、当該案件に関心がある閲覧者によって、一連のものとして読まれ、理解されていたとみることができる。

したがって、「被告ブログは、原告のいうエントリー毎に別の日付に作成されたものであり、各エントリー毎に、それぞれ、独立し完結している」から「エントリー1の一部とエントリー3の一部を併せて、事実摘示とみること自体、被告ブログを甚だしく曲解するもの」とする被告の非難は的を外したものとわざるを得ない。

(2) 同(2)について

ア 同アについて

同記載の事実を否認し、法的評価は争う。

被告は、被告エントリー1について、原告が「それまでの追及先を最高裁から検察に変え、疑惑だらけの検察審査会について蓋をして隠蔽したと評価される」ことに関して、原告の政治家としての変節について批判する論評であるとする。

しかし、被告は、下記の通り事実摘示を行っている。

被告エントリー1の①は、「昨年4月26日、小沢無罪判決が出た。その直前から森氏の様子がおかしくなった。肝腎の最高裁への追及がなくなったのだ。」とあるが、これは、原告が、小沢無罪判決の直前まで最高裁への追及を行っていたという事実を摘示している。また、被告エントリー1の②は、「その後、何者かによってロシアサーバーを通じ捏造報告書が八木啓代氏に届けられた。…その頃から森氏は一市民Tと石川克子氏を遠ざけるようになった。」とあるが、これは、原告が、何者かによってロシアサーバーを通じ捏造報告書が八木啓代氏に届けられる前は、被告及び石川克子氏とともに行動をしていたとの事実を摘示している。被告エントリー1の④は、「森氏らは、「架空議決」を武器にして、裏で最高裁を攻めていたと推測される。」とあるが、これは、原告もまた、検察審査会における議決が架空であるというストーリーに則って最高裁を追及していたとの事実を摘示している。被告エントリー1の⑤は、「森氏にしてみれば、最高裁追及を止めて、議決は検察の捏造報告書の誘導のせいにしてでも、早く小沢氏の無罪判決がほしかったのではないか。」とあるが、これもまた、原告が、最高裁を追及していたが、小沢氏の無罪判決を得るためにこの追及を止めたとの事実を摘示するものである。これらを総合すれば、被告エントリー1は、原告は、もともと検察審査会における議決が架空であるというストーリーに則って最高裁を追及していたが、最高裁からの圧力に屈して、検察審査会における議決が架空であるとのストーリーを取り下げたと読めるものである。さらに、被告エントリー1には、「起訴議決は最高裁による架空議決」説の概要が記載されている。

1. 公正なくじで選ばれた審査員は存在しない。
2. 審査会議は開かれなかった。
3. 起訴議決は架空議決だった。議決書が創作された。

というものである。したがって、被告エントリー1は、原告が、小沢無罪判決の直前まで、上記のような荒唐無稽な「架空議決」説を掲げて、最高裁に難癖を付けていたとの事実を摘示するものであった。

そして、被告は、本件エントリー1の約20日後という近接した日時にアップロードされた被告エントリー3において、「小沢判決前までは、森ゆうこ前議員、そしてそのプレーンX氏と最高裁追及をし続けた。(中略)とこ

ろが、小沢判決直前から森氏は変わった。(中略)捏造報告書があるだけで審査員誘導と決めつけている。このことは、「審査員がいるか、いないか」問題に決着をつけたということだ。森氏は最高裁の限りない疑惑をそのままにして「審査員はいる」と言っただけだ。」と記載した。これは、小沢判決直前に原告が変わるまでは、原告もまた、被告と一緒に、検察審査員はいなかったとして、最高裁を追及していたとの事実を摘示するものである。

イ 同ウについて

同記載の事実は否認し、法的主張は争う。

事実摘示は、直接的な表現に限定されるものではない。

被告は、「『森氏らは、「架空議決」を武器にして、裏で最高裁を攻めていたと推測される。』との記述はあるが、それは、被告の主張をそのまま主張していたというのではなく、当時、原告が架空議決ではないかという疑問をぶつけていたという意味であり、原告が被告の主張に沿ってそのような主張をしていたとはどこにも記述していない」と反論している。しかし、被告エントリー1においては、小沢無罪判決の直前から原告が言い出したと被告が主張する「起訴議決は検察捏造報告書による誘導」説と対比する形で「起訴議決は最高裁による架空議決」説の概要を記載している。したがって、被告エントリー1は、一般人の通常の読み方によれば、小沢無罪判決が出る直前、と「起訴議決は最高裁による架空議決」説を言い出す前は、原告は、「1. 公正なくじで選ばれた審査員は存在しない。2. 審査会議は開かれなかった。3. 起訴議決は架空議決だった。議決書が創作された。」という内容の架空議決説を唱えて最高裁を追及していたと受け取られざるを得ないものであった。

3 同3について

(1) 同(1)について

同記載の事実は否認し、法的主張は争う。

本件ブログにおいては、小沢検察審査会案件に関する一連のエントリーは、当該案件に関心がある閲覧者によって、一連のものとして読まれ、理解されていたとみることができる。とりわけ、本件エントリー1と本件エントリー2は、半月程度しか間が開いていない。

(2) 同(2)について

同記載の事実は否認し、法的主張は争う。

被告は、下記の通り事実摘示を行っている。

被告エントリー1の②には、「何者かによってロシアサーバーを通じ捏造報告書が八木啓代氏に届けられた。すぐ、森氏と八木啓代氏は「市民と議員の会」を結成し、検察追及を始めた。」との記載がある。これは、ロシアサーバーを通じた捏造報告書が八木氏に届けられるや、原告が裁判所への追及を止め検察追及へ切り替えたとの事実を摘示している。そして、被告エントリー1の⑤には、「森氏の方が最高裁に屈したのではないか。森氏にしてみれば、最高裁追及を止めて、議決は検察の捏造報告書の誘導のせいにしてでも、早く小沢氏の無罪判決がほしかったのではないか」「森氏は疑惑だらけの検審に蓋をしただけでなく、起訴議決を検察のせいにして幕を引いてしまった。」との記載がある。これは、原告が、小沢氏について無罪判決を得るために、(本心では最高裁による架空議決説が正しいと知っているのに)最高裁に屈して、(真実はそうではないことを知りながら)検察の捏造報告書のせいで小沢氏を起訴すべきとの議決が検察審査会でなされたことにしたとの事実を摘示している。被告エントリー1の②、⑤だけでも、一般人の通常の読み方において、原告が、小沢一郎氏についての不起訴処分に関して、実際には検察審査会が開かれておらず、検察審査会の議決とされているものは最高裁判所の事務総局が作りあげた架空のものであると認識していながら、検察審査会が行われ、検察当局が捏造した捜査報告書により誘導された審査員により不適切な議決がなされたという、その認識と異なる事実を前提として検察を糾弾していたと誤信させるには十分である。

さらに、被告エントリー2の⑤には、「森前議員は捏造報告書を流出させ、最高裁の犯罪に蓋をした。」との記載がある。これは、「最高裁の犯罪に蓋」をする、すなわち、「検察審査会の議決とされているものは最高裁判所の事務総局が作りあげた架空のものである」との事実を隠蔽する手段として、原告が、捏造報告書を流出させたとの事実を摘示するものである。そして、被告エントリー2の④は、そのための方法として具体的に、森前議員らは、捏造報告書をこそっと流出させて、八木氏に騒がせ、さらに原告自身も、騒ぎはじめた八木氏とさらに2人で騒ぐことにより、捏造報告書の存在を多くの人に知らせ、これにより、審査員が存在し、報告書で誘導されたと思込ませた旨を摘示している。このように、被告エントリー2を一般人の通常の読み方で読めば、原告は、「検察審査会の議決とされているものは最高裁判所の事務総局が作りあげた架空のものである」との事実を知りながら、検察による捏造報告書

のせいで検察審査会の審査員が誘導され、小沢氏を起訴すべきとする議決が下されたのだとして検察の責任を追求していたと誤信させるには十分である。

イ 同イについて

被告は、「被告が批判しているのは、検察の捏造報告書を広く国民に知らせるように仕向けて、追及の矛先を最高裁事務総局から検察にすり替えたという点である」と云々と反論する。しかし、「検察審査会の議決とされているものは最高裁判所の事務総局が作りあげた架空のものである」との事実から目を背けさせるために検察の捏造報告書を広く国民に知らせるようにしたとの事実摘示を含むものであり、それは、原告の社会的評価を低下させるに十分なものである。

ウ 同ウについて

被告は、「原告は、被告エントリー2及び同3に関して、『原告が、検察の捏造報告書を入手して、X氏に渡し、X氏に指示をして、…八木氏に流し』たと事実摘示したと主張しているが、被告ブログの上記エントリーのどこにもそのような記述は存して」いないと反論する。

しかし、被告エントリー2の②において、「X氏が検察と大きなコネクションがあるといっても、個人で捏造報告書を入手することはできない。入手に当たっては、小沢氏から事件の外部折衝をまかされていた森前議員が関与していたとみた方が自然だ」との記載がある。これは、一般人の普通の読み方で読めば、(X氏ではなく)原告こそが捏造報告書を入手したと誤信するには十分である。そして、原告が入手したはずの捏造報告書をX氏が八木氏に届けたというのであるから、原告がX氏に捏造報告書を渡したと摘示していることは明らかである。そして、被告エントリー2の②には、「また独断でX氏が八木氏に捏造報告書を届けることもしないはずだ。これも森前議員側の指示によるものと思われる。」との記載がある。これは、一般人の普通の読み方で読めば、原告が、X氏に指示をして、検察の捏造報告書を八木氏に届けさせたと誤信するには十分である。

4 同4について

(1) 同(1)について

同記載の事実を否認し、法的主張は争う。

本件ブログにおいては、小沢検察審査会案件に関する一連のエントリーは、当該案件に関心がある閲覧者によって、一連のものとして読まれ、理解されていたとみることができる。とりわけ、本件エントリー2と本件エントリー3

は、1週間ほどしか間が開いていないし、「2013年8月のブログ記事」という1つのウェブページ (<http://civilopinions.main.jp/2013/08/>) で両エントリーを読むことすらできるのである。

(2) 同(2)について

ア 同アについて

同記載の事実を否認し、法的主張は争う。

被告は、被告エントリー2及び3において、下記の通り事実摘示を行っている。

被告エントリー2の②には、「X氏が検察と大きなコネクションがあるといっても、個人で捏造報告書を手に入れることはできない。入手に当たっては、小沢氏から事件の外部折衝をまかされていた森前議員が関与していたとみた方が自然だ。」との記載がある。これは、「検察の捏造報告書」の入手に原告が関与していたとの事実を摘示するものである（そして、正体不明のものからロシアサーバ経由で八木氏宛に捏造報告書が送られてきたということ的前提に原告が検察追及を始めたとする被告のストーリーの元では、上記事実摘示は、原告が国民を欺いたということを示すものであり、原告の社会的評価を低下させるに十分なものである。）。被告エントリー2の④には、「森前議員らは、捏造報告書をこそつと流出させて、八木氏に騒がせる。騒ぎはじめた八木氏とさらに2人で騒ぐ。」との記載がある。これもまた、原告が、自分で捏造報告書を流出させておきながら、これを受け取った八木氏と一緒に騒いでいたとの事実を摘示している。被告エントリー2の⑤には「森前議員は捏造報告書を流出させ、最高裁の犯罪に蓋をした。」との記載がある。これは、捏造報告書を流出させたのはまさに原告であるとの事実を摘示するものであり、かつ、それは「最高裁の犯罪に蓋」をする、すなわち、小沢氏に対する起訴決議とされているものが最高裁による架空議決であったことをごまかすために行ったものであるとの事実を摘示している。このように、被告エントリー2だけでも、小沢氏に対する起訴決議とされているものが最高裁による架空議決であることをごまかすために、原告が、検察の捏造報告書を手入手してX氏に渡し、X氏に指示をして、氏名不詳のままロシアサーバ経由で八木氏にこれを送りつけ、八木氏とともに大騒ぎをしたと一般人を誤信させるのに十分である。

さらに、被告エントリー3の①には、「ところが、小沢判決直前から森氏は変わった。（中略）今年の3月森前議員のブレーンX氏は、『自分が捏造

報告書をロシアのサーバーを通し八木啓代氏に流した』と一市民Tに告げた。このように検察の捏造報告書誘導説を広めて、最高裁の犯罪を消そうとしているように見えた。」との記載がある。これは、一般人の通常に読み方によれば、原告が、「最高裁の犯罪」すなわち小沢氏に対する起訴決議とされているものが最高裁による架空議決であったことをなかつたことにするために、検察の捏造報告書誘導説を広めようとしており、そのための手段として、原告のプレーンであるX氏をして、捏造報告書をロシアのサーバーを通して八木氏に流したと受け取るべきものである。

5 同5について

以上の通り、被告エントリー1ないし3は、論評ではなく、事実摘示である。

二 同第2について

1 同1について

そもそも被告エントリー1ないし3は、原告の社会的評価を低下させるような事実摘示を行ったものであるから、被告が引用する裁判例が本件にふさわしいものとはいえないことは明らかである。

2 同2について

被告エントリー1ないし3が、小沢一郎氏について起訴議決をしたときの検察審査会の行動について、国会議員であった原告が取った行動に関するものであり、公共の利害に関するものであるとの点は認める。

3 同3について

(1) 同(1)について

同記載の事実は認める。

(2) 同(2)について

原告がその頃新宿の紀伊國屋書店において講演会を開いたことは認め、原告が引用する反訳(乙1)の正確性については不知(せめて、YouTube動画の再生を開始してから何分後くらいに再生されるものを反訳したものかの特定くらいはして頂きたい。)、その余の事実は否認する。。ただし、原告がこのとき乙第1号証に記載されたとおりに講演をしていたとしても、これは、被告の理論を否定しているのではなく証明するのが難しいといっているだけであり、同じ目標を持っている人について、自分の考え方と少し違う考えをもって言うからと言ってこれを全否定するのは、相手の思うつぼであるということを書いていたに過ぎない。したがって、これに対する反論として、原告があたか

も当初は架空議決説を採用して最高裁事務総局を追及していたとの事実摘示や、原告において、小沢氏についての起訴議決とされているものが最高裁による架空議決であると認識していながら、小沢一郎氏を無罪とするために、検察による捏造報告書により審査員が誘導されて起訴議決が行われたとして検察を追及していたとの事実摘示をするのは、明らかに的外れである。結局、講演会で名指しで窘められたことに対する意趣返しとして、原告を陰謀論に巻き込んだに過ぎないのであり、専ら公益を図る目的などそこにはないことは明らかである。

(3) 同(3)について

原告が被告エントリー1についてTwitter上で反論したこと、及び、Twitter上での被告アカウントをブロックしたことは認め、その余の事実は否認する。

被告エントリー2は、乙第2号証にて示されている原告による反論に対する再反論になっていない。原告によるTwitter上での反論に対する再反論であれば、原告のツイートを引用した上で、個々の反論に対する再反論をブログ上で記載すればよいだけであるが、被告エントリー2は明らかにそのようなものではない。被告エントリー2は、原告によるTwitter上での反論について個々の再反論できない腹いせに、新たな陰謀論を立ち上げて原告を中傷しようとしたものであって、専ら公益を図る目的などそこにはないことは明らかである。

(4) 同(4)について

同記載の事実のうち、原告が被告エントリー2に対する反論をTwitter上で行ったこと、その後、その内容を原告のブログに掲載したことは認め、その余の事実は否認する。

被告エントリー3は、乙第3号証ないし4号証にて示されている原告による反論に対する再反論になっていない。原告によるTwitter上またはブログ上での反論に対する再反論であれば、原告のツイート等を引用した上で、個々の反論に対する再反論をブログ上で記載すればよいだけであるが、被告エントリー3は明らかにそのようなものではない。被告エントリー3は、週刊ポスト4月5日号に掲載された被告自身の署名入り記事及び、被告自身のインタビュー内容が掲載されているSAPIO8月号の記事を宣伝する内容のエントリーであり、それらの記事を際立たせるために、原告の変節ぶりをなじって見せたに過ぎない。専ら公益を図る目的などそこにはないことは明らかである。

(5) 同(5)について

同記載の事実は否認する。

(6) 同(6)について

同記載の事実を否認し、法的主張を争う。

三 第3ないし第5について

被告エントリー1ないし3は、論評ではなく、事実摘示自体を行うものである。したがって、第3ないし第5における被告の主張自体的を射たものではない。したがって、認否及び反論を留保する。

なお、被告エントリー1ないし3における摘示事実は上記のとおりであるから、真実性の抗弁を被告が主張するために立証すべき事実は、以下のとおりである。

- ① 原告は、小沢一郎氏について無罪判決が出される直前まで、架空議決説に基づいて最高裁判所を追及していたこと、
- ② 原告は、小沢一郎氏について無罪判決を得るために、そもそも検察審査員が選ばれておらず、したがって小沢一郎氏についての起訴決議がないと認識していながら、架空議決説に基づく最高裁への追及をやめ、捏造報告書誘導説に基づく検察追及に切り替えたこと
- ③ 原告は、架空議決説から捏造報告書誘導説に世論を誘導するために、検察の捏造報告書を入手し、これをそのブレンであるX氏に渡し、X氏に指示してロシアのサーバ経由で八木氏にこれを送付させたこと

四 第6について

第6における被告の主張は、上記摘示事実の真実性を主張する趣旨のものと善解して、以下のとおり認否及び反論を行う。なお、上記被告準備書面においては、上記摘示事実とは無関係の事実の真実性に関する主張が纏々述べられているが、それらについては上記摘示事実の真実性に関する主張の一部を構成するものとして取り込める限度において認否及び反論の対象とする（特に言及がないものについては、認否を留保する。）。

1 同1について

被告は、「原告は当初最高裁事務総局を追及していたが、その後その追及先が変わったこと」を、真実性を立証すべき事実としている。しかし、真実性の対象となるべき事実をそのように抽象化するのは適切ではない。被告エントリーが原告の社会的評価を低下させるのは、原告が「当初最高裁事務総局を追及していたが、その後その追及先が変わった」と読み手に理解されるからではなく、小沢氏に無罪判決が下される直前まで架空議決説に沿って最高裁を追及していたと読み

手に誤解されるからである以上、被告がその真実性を立証すべき事実は、原告が『架空議決説に沿って』最高裁を追及していたということである。

(1) 同(1)について

同記載の事実は否認する。

(2) 同(2)について

同記載の事実は認める。

(3) 同(3)について

同記載の事実は否認する。

乙第10号証の3枚目には「審査員は無作為に選定されたのか？審査員は本当に存在したのか？審査会は本当に開催されたのか？幽霊審査会ではないのか????」という記載があることは認めるが、その記載部分の直下に「↓審査員選定くじ引きソフトを調査」との記載があることをみれば、この部分は、審査員選定くじ引きソフトを調査することにより明らかとなる事項を明示したものであって、乙第10号証を作成した時点において、原告として幽霊審査会であったと疑っていたことを示すものではない。

同第2段落にて引用されている文言が乙第10号証の5枚目に記載されていることが認める。ただし、これは、検察審査会の審査員の選任方法に問題があるとの疑惑を原告が抱いていたことを示すものであって、それはむしろ、審査員は本当に存在し、審査会は本当に開催されたという認識を前提にしているというべきである。

同第3段落にて引用されている文言が乙第10号証の7ないし8枚目に記載されていることは認める。ただし、これは、審査員が実際に選ばれ、審査会が実際に行われ、そこで最終的に決議が行われたことを前提としている。

(4) 同(4)について

同記載の事実のうち、被告が引用する文言が乙第5号証に記載されていることは認め、その余は否認する。

乙第5号証の138頁には、小川副大臣から「森さんの追及に耐えかねて、とうとう大鶴（大鶴基成、東京地検次席検事）が辞めたよ。佐久間（佐久間達哉、東京地検特捜部長）も更迭された」と声をかけられたことに対し、「追及というが、当時、私が集中的に調べていたのはむしろ最高裁の方である」と述べた部分はあるが、ここで述べられているのは、原告が「当時」最高裁の方を集中的に調べていたというにとどまり、「最高裁事務総局を追及していた」とまでは述べられていない。

(5) 小括

以上の通り、「原告は、小沢一郎氏について無罪判決が出される直前まで、架空議決説に基づいて最高裁判所を追及していた」との摘示事実については、何ら立証されていないと言わざるを得ない。

(6) 同(6)について

同記載の事実のうち、被告が引用する文言が乙第5号証に掲載されている点は認め、その余の事実は否認する。

原告は、平成22年10月15日の参議院予算委員会において、「検察審査会、この検察審査会の審査はどのような資料で行われるのでしょうか。」

「今回の郵便不正事件のように、捜査をした検察官が証拠物そのものを改ざんしたり、あるいは大阪地裁で、村木さんの場合には検事が作った供述調書は信用性がないとして四十三通中三十四通が証拠採用されませんでした。却下されました。

検察審査会は、つまり今の御説明ですと、すべての捜査資料、供述書などを審査の対象とするわけですが、では、どうやってこの審査員たちはこの証拠が本当に信ずること、信ずるに足りる真正の証拠であるとどのように判断できるのでしょうか。」

「もう一回法務省刑事局長に聞きたいんですが、今回のFD改ざん事件の最高検検証チームにおいて、前田元検事、前検事、これ、検察官は起訴休職の制度がございませぬので懲戒免職と先日になりましたが、この方が捜査された案件について今検証は進んでいるのでしょうか。」

「現物の証拠物まで改ざんするんですから、いろんなことが考えられます。新たな冤罪を生んで、今現在も生んでいるのではないかというような不安がございしますが、

前田元検事が小沢一郎元代表の捜査にかかわっていたということは事実ですよね。」

「今回審査会の議決に使われた捜査資料あるいは供述書、これは前田元検事がかかわっている証拠物というものはたくさんあるわけですよね。これ本当に真正のものだったのか。あるいはどのような審査補助員の助言を得てどのような議論をされたのか、これは私どもは全くうかがい知ることができません。

審査補助員が本当に言ったかどうか分からないんですが、読売新聞で先日、審査補助員が今回の議論についていろいろお話しになっていらっしゃいます。

暴力団の事件、共同正犯、共謀罪、これを何か議論、判例として挙げたとか、ちょっとあり得ないようなお話が載っております」

「少なくともこの審査補助員の発言の会議録、当該部分の公開、そしてできれば、これは議事録は作るということになっているわけですから、このようなことについてきちんと情報を公開すべきである。これは我々だけの問題ではありません。すべての国民、この人権にかかわる問題でございます。どうぞ御検討をいただきたいと思いますが、大臣の率直な答弁をいただきたいと思ます。」

等の質問等をしており、平成22年10月15日の段階で、検察が不正に捏造した資料を審査員に提示することによって、起訴相当とする決議を行うよう審査員を誘導したのではないかと疑っていたことは明らかである。すなわち、原告は、早い段階から検察を疑い、検察を追及してきたのであり、だからこそ、小川副大臣も「森さんの追及に耐えかねて、とうとう大鶴（大鶴基成、東京地検次席検事）が辞めたよ。佐久間（佐久間達哉、東京地検特捜部長）も更迭された」と声をかけてきたのである。もちろん、東京地検特捜部が作成し検察審査会に提出した報告書の内容が明らかになったのは平成24年4月24日発売の週刊朝日5月4・11号にこれが掲載された後であることから、具体的な「捏造報告書」を前提に原告が検察を追及できたのは小沢一郎氏を無罪とする地裁判決が下される直前であったが、検察が不適切な資料を審査員に提示することにより起訴議決を誘導したのではないかという線での追及については、それ以前から行っていたのである。

なお、乙5号証において、検察による捏造報告書について言及されているのは、182頁の最終行から219頁までであり、その大半は、週刊朝日が当該報告書をスクープとして掲載した直後の、当該報告書を巡る黒川弘務法務省付官房長とのやりとりに充てられている。

これに対して、乙第5号証において、検察審査会の運営に関する問題点の指摘は、79頁から104頁、133頁から142頁において掲載されている。取り上げている内容も、乙第10号証の資料に記載されている内容とさほど変わっていない。

なお、乙第5号証には、「私はついに検察審査会の明らかな違法行為を発見した」（90頁）「ここでは不正な捜査が行われた疑いが強い」（91頁）「前回の議決に参加したメンバーが署名をしなければ、議決書は無効となる」（91頁）「今回の場合、議決書の準備もないのに、無理やり9月14日に議決を

したために、東京第五検察審査会は法を犯すことになってしまった。さらに、臨時審査員選出で不正を行った疑いも強い」（92頁）などと記載しており、乙第10号証作成当時と同様に、上記検察審査会の運営に対して痛烈な批判をしている。

したがって、被告が言うところの「最高裁事務総局への追及」というのが、小沢一郎氏について起訴相当の議決を行った上記検察審査会の運営についての批判という意味であるならば、原告は、小沢一郎氏を無罪とする第一審判決が下された後においても変わらず行っているというべきである。

2 同2について

被告が「X氏から検察審査会選定ソフトの情報をもらったこと及び最高裁の疑惑を広く伝えたいと依頼されたこと」については、そもそも本件で問題としている「原告の社会的評価を低下させる事実」の摘示ではないので、この点に関する真実性の有無を審理の対象とする意味はない。

なお、同記載の事実は、不知と言わざるを得ない。

3 同3について

被告が「X氏から斎藤検察官と会った際の状況を聞いたこと」についても、そもそも本件で問題としている「原告の社会的評価を低下させる事実」の摘示ではないので、この点に関する真実性の有無を審理の対象とする意味はない。

なお、同記載の事実は、不知と言わざるを得ない。

4 同4について

「検察審査会の実態調査を目的とする法務委員会秘密会の開催について（要請）」と題する書面の作成及び頒布に原告がどのように関与したのかということ及び小沢一郎氏に対し無罪判決が出された後秘密会が開かれなかったことについても、本件で問題としている「原告の社会的評価を低下させる事実」の摘示ではないので、この点に関する真実性の有無を審理の対象とする意味はない。

なお、被告訴訟代理人は、乙第30号証中に「加えて、情報公開が限定的であることから、実際に検察審査会が開催されたか否かにさえ疑惑を抱いた国民による大規模なデモや集会などの抗議行動が繰り返し行われている」との文章があったことを強調するが、それは、実際に検察審査会が開催されたか否かについて、乙第30号証の作成者自身が疑惑を抱いていたことを意味しないことはいうまでもないことである。

なお、乙第30号証の文書が作成され配られたこと及び結局秘密会が開かれなかったことは認めるが、その余は知らないし否認する。

5 同5について

「原告が被告や石川克子を遠ざけるようになったこと」についてもそもそも本件で問題としている「原告の社会的評価を低下させる事実」の摘示ではないので、この点に関する真実性の有無を審理の対象とする意味はない。

なお、同記載の事実のうち、原告と被告との間で、Twitterにより、乙第31号証ないし乙第35号証の2記載の通信がなされたことは認めるが、その余は知らないし否認する。

6 同6について

同記載の事実のうち、同(1)ないし(3)記載の事実は認め、その余は知らないし否認する。

なお、同(5)記載の事実及び同(7)記載の事実は、単に被告がそのように聞いたと知っているだけであって、なんの証拠も提示されていない。

乙第46号証については、そもそもこれがサンデー毎日の鳴海記者からのものであるかどうか不明である。メールアドレスを見る限り、毎日新聞社のドメイン名を用いたものではないようである。また、送信日時も、2013年5月21日(火曜日)の4時33分という早朝であり、サラリーマン記者である鳴海記者がこのような長文のメールを作成して送信する時刻としては不可解である。

その内容も、一読して怪しいとわかるものである。まず、被告ブログを見る限り、被告は、秘密とされるべき情報についても平然と自分のブログで公開してしまう傾向が高いように見える。そのような被告に対し、「絶対に、ここだけの話、僕と志岐さんだけの話にしてください」として、鳴海記者が、乙第46号証に掲載されているような内容を被告に知らせる理由が理解しがたい。さらにいえば、鳴海記者は、訴外 X 氏が「インテリジェンス、つまり、諜報活動を中心に展開している人」であるとしているが、週刊誌の記者に正体がばれている諜報活動員というのは理解しがたい存在である。また、鳴海記者は、訴外 X 氏について「目的のためなら、仲間にウソをつくことも、全くもっていとわない人です」と認識しておきながら、「俺がロシアのサーバに流した」との発言だけは信じるというのも不可解な話である。「もちろん X さんの話だけじゃなく、多方面にウラ取りをした結果です」とあるが、ロシアのサーバに捏造報告書を流したのが訴外 X 氏かどうかについて、どうやってウラ取りをしたのか、全く理解できる話ではない。さらにいえば、この捏造報告書をロシアのサーバ経由で八木氏に送ったのが誰であるのかについては当時話題になっていたのであるから、訴外 X から「俺がロシアのサーバに流した」との話を聞き、「多方面にウラ取りをし

た」というのであれば、それをサンデー毎日において記事にせずに、こっそり被告にメールで告げるということ自体が不可解である。

なお、乙44号証を見る限り、鳴海記者は、法テラスについて「理念自体は市民にとって聞こえが良いですが、法務省が弁護士を監督することで事実上の傘下に収める制度です。まるで戦前の旧司法省のように強大な権限を持つことに繋がるため、業務が始まった当時から根強い批判を浴びています」と「法務省OB」から聞いたことにして紙面を作るようなレベルの低い記者であることは見て取れる。仮に、このような週刊誌の記者から、その所属する社の週刊誌では書けないような情報を聞いたというだけでは、その内容が真実であるとする証拠にはならないし、その内容を真実であると信ずるに十分な理由があったともいえない。

また、同(10)によれば、被告は、「それまでの訴外 X との交流を通じて、原告と訴外 X が極めて緊密な関係にあること、訴外 X が、検察の捏造報告書等を、訴外 X 単独で入手したとは考えられなかった」ということだけで、「入手に当たっては、小沢氏から事件の外部折衝をまかされていた森前議員が関与していた」、八木氏に捏造報告書を届けたのは「これも森前議員側の指示によるものと思われる」「森前議員らは、捏造報告書をこそつと流出させ」たなどの事実摘示を行ったのである。

「原告と訴外 X が極めて緊密な関係にある」とは具体的にどのようなことをいうのかが明らかにされていないが、それだけでは、乙46号証によれば「インテリジェンス」の仕事をしていることになっている訴外 X 氏が単独で捏造資料を手に入れたのではなく、原告がこれに関与していたと信ずる資料とはなり得ないといしかいいようがない。

7 小括

以上によれば、「② 原告は、小沢一郎氏について無罪判決を得るために、そもそも検察審査員が選ばれておらず、したがって小沢一郎氏についての起訴決議がないと認識していながら、架空議決説に基づく最高裁への追及をやめ、捏造報告書誘導説に基づく検察追及に切り替えたこと」との立証も、「原告は、架空議決説から捏造報告書誘導説に世論を誘導するために、検察の捏造報告書を手し、これをそのブレンであるX氏に渡し、X氏に指示してロシアのサーバ経由で八木氏にこれを送付させた」との立証もできていないし、それらの事実を真実だと信ずるに相当の理由も存在していないと言わざるを得ない。

五 同第7について

同記載の事実は知らないし否認する。

起訴議決が架空議決であるか否か、あるいは起訴議決が架空議決であると被告が信じているか否かは、本件請求とは特段の関係を有しない。起訴議決が架空議決であるとの主張を被告が引き続き展開し続けたいのであれば、原告がそれを止める理由もないし原告にはその意思もない。

しかし、被告がそのような主張を展開するにあたって、原告についての上記事実摘示を行い、原告の社会的評価を低下させることは、全く不要だとしかいいようがない。

国会議員や元国会議員は、国民からの批判を甘受しなければならない要素が大きいとしても、特異な見解を主張している人が自説の信ぴょう性を高めるために、あたかも自分がその見解を支持していたかのように虚偽の言及をされることや、公文書を不正に入手して第三者に提供するが如きに関与していたとされることまで甘受しなければならない理由はない。

被告は、起訴議決が架空議決であるとの見解を広めたいのであれば、原告の元国会議員としての信用に寄りかかることなく、確かな資料と確かな論理でこれを実証していけば良いのである。したがって、真実と異なる事実摘示によってその社会的評価が低下していくことを原告があえて甘受しなくとも、被告の表現の自由は損なわれないはずである。